

一般競争入札の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、令和 8 年度土砂災害対策事業（緊急浚渫推進事業）沼の沢川砂防えん堤浚渫業務委託について、一般競争入札（事後審査）を次のとおり行う。

なお、この入札は山形県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

令和 8 年 9 月 29 日

山形県置賜総合支庁長

1 入札書の受付期間、開札場所及び開札日時

- (1) 入札書の受付期間 令和 8 年 10 月 9 日（金）から令和 8 年 10 月 14 日（水）まで
（山形県の休日を定める条例（平成元年 3 月県条例第 10 号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- (2) 入札書の受付時間 午前 8 時から午後 10 時（入札書の受付期間の最終日にあつては、午後 4 時）まで
- (3) 開札場所 山形県置賜総合支庁西置賜地域振興局 入札室
- (4) 開札日時 令和 8 年 10 月 15 日（木）09 時 30 分

2 入札に付する事項

- (1) 業務委託名 令和 8 年度土砂災害対策事業（緊急浚渫推進事業）沼の沢川砂防えん堤浚渫業務委託
- (2) 委託箇所 西置賜郡飯豊町大字小白川 地内
- (3) 業務の概要 掘削工 4,300m³ 工事用道路 1 式
- (4) 履行期限 令和 8 年 12 月 18 日まで
- (5) 予定価格 事後公表

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）第 125 条第 5 項の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に、役務「道路・河川等に係る維持修繕」の資格者として登載されている者であること。
- (2) 名簿にとび・土工・コンクリート工事の資格者として登載されている者であること。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項の規定による総合評定値（審査基準日が一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限前 1 年 7 月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。）に県で付した発注者別評価点数（名簿に付した発注者別評価点数）を加えた点数が、とび・土工・コンクリート工事について、650 点以上であること。
- (4) 置賜総合支庁西置賜地域振興局管内に主たる営業所を有すること。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しない者であること。

- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと（更生又は再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

〒993-8501 長井市高野町二丁目3番1号 置賜総合支庁 建設部

契約担当 西置賜建設総務課経理係 電話番号 0238-88-8222

5 入札参加資格の確認等

入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を、次に掲げる期間内に、電子入札システムにより提出するものとする。

- (1) 受付期間 令和8年9月29日（火）から令和8年10月8日（木）まで（県の休日を除く。）
- (2) 受付時間 午前8時から午後10時（受付期間の最終日にあつては、午後4時）まで

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

7 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- (2) 災害その他の事情により、電子入札システムに障害が生じた場合は、入札を無効とし、別途日時を指定して、書面による入札に変更することがある。
- (3) 入札に参加を希望する者で電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、書面による入札を行うことができる。この場合の入札手続は、入札説明書による。
- (4) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づき

最低制限価格を設定する。

- (5) この入札は、入札参加資格の有無の確認を開札後に行う入札参加資格事後審査方式により行う。
- (6) 詳細については入札説明書による。